

世田谷区告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区上北沢四丁目1110番90の内

(2) 世田谷区上北沢四丁目1110番90の内

3 変更の区域

(1) 延長 14.85メートル

幅員 0.19メートルから0.20メートルまで

面積 4.83平方メートル

(2) 延長 10.31メートル

幅員 0.63メートルから0.64メートルまで

面積 6.59平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月16日

案内図

 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区
(1) 上北沢四丁目 6 番
(2) 上北沢四丁目 6 番

